パンフレット第二十六號

大連港を中心とする船舶の概勢

南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

始

凡例

一、本篇は大連港を中心とする海運の研究に關する序論的記述にして、專ら船舶の動靜を取扱つたものである。

一、本篇に掲くる數字は特に出處を示したるものを除いては殆んど總て之を埠頭事務所の統計に據つた。之れ、船舶に關する諸統計は出處によりて算出の基礎と方法を異にすることが多いからである。

一、本篇は課員夷石隆壽の執筆である

大正十五年九月

庶務部調査課

方面別着離船舶表正誤表

			誤	正
大正六年度	離埠	支那	1,129隻	1,075隻
同	同	其他	119隻	93隻
大正七年度	同	日本內地	1,106隻	1,103隻
大正八年度	同	台灣	4隻	44隻
大正九年度	着埠	關東州	63隻	64隻
大正十一年度	離埠	台灣	5隻	36隻
同	同	同	12,340噸	96,209噸
大正十三年度	同	南洋	421,551噸	411,551噸
大正十四年度	同	支那	3,645,720噸	3,445,720噸

目次

大連港を中心とする船舶の概勢

庶務部調査課

緒言

海運業は最も古くして而も最も新らしき企業なりと謂はるゝ如く、その源は早くも紀元前十世紀の昔に於て彼のフェニキヤ人の活動史にも見ることを得るが、近代的企業としての海運業の勃興は實に最近百年來の過去を有するに過ぎない。年然、それ例れによるも世界海運發達の動因が常に船舶の改良進歩にあつたことは事實である、否少くとも過去にありては船舶發達史即ち海運の發達史であると稱してもよい。又近代に於ける海運業は複雜微妙な經濟現象の反響を受くること極めて敏感で幾多の經濟機關と密接なる關係を生ずるに至り、勢ひ其の企業的性質は頗る多方面に亘り、其の經營運用上の考察、盛衰消長に關する觀察點も種々の方面よりなさるゝこと昔日の比ではない。從つて觀察上の重點が多少往時と異なるは時代の然らしむる處である。しかし、船舶が海運業に於ける唯一の要素であることは昔も今も變る所がない。之畢竟船舶なくして海運は成立せず、海運業に船舶なきは猶鳥に翼なく魚に水な

きが如きものであると云ひ得るであらう。

船舶の情況は勿論海運業の實勢の總てを語るものではないが船舶の運行を無視して海運を論ずることは、宛かも目を蔽ふて繪畫を論じ、耳を塞いで音樂を聽くと同樣である。

故に曰ふ、船舶の情勢は海運の總てにあらざるも猶海運を觀察する根本的第一要件であると。

この意味に於て大連港に於ける船舶を凡ゆる方面より觀察してその現實を捉ふるは、今や支那の貿易港として第二位を占むる大連港が今後その海運上の地位を向上して、以て如何に滿蒙の經濟的繁榮に參與すべきかの存在意義を考察する第一歩であると思ふ。

一、出入船舶概勢

A、沿革並に船舶數

大連港が商港として今日の大を致した濫觴は露國の極東經營に始まる。露國が東方經略の野心勃々として旅順の牙城に據つて虎視眈々たりし頃、當時青泥窪と稱した遼東半島の一角を東亞の一大商港たらしめんとする雄大なる計畫を樹立し、港灣の增築、港内浚渫等に着々その歩を進め稱して『ビクトリアベー』と號したのである。將來東亞の要港となりし大連港の前身はこゝに形造られたのであるが、當時の所謂『ビクトリアベー』は纔かに渤海の一小港に止まり、航運は主として支那戎克の掌握するところであつた。其の後、一九〇二年の頃より大砲公司順發棧又は東清鐵道汽船部の所有船によつて渤海及南支方面に至る汽船の定期航路が開始せられ、寄港船舶數も一九〇二年には既に汽船七一七隻戎克船一四一八隻に及んでゐた。

一九〇五年ポーツマス條約の結果關東州は我が手に歸したが露國の大連港計畫は大體に於て踏襲され、明治四十年四月に南滿洲鐵道株式會社が設立されると共に大連港施設の一切は同社の經營に委ねられた。同社は滿洲に於ける重大なる使命に鑑み爾來巨資を投じて築港の事に當り港灣設備を整へて、以て海運界に擡頭を企圖したのである。大連港が露國の爪牙より救はれて更めて自由港となつたのは滿鐵會社設立の前年のことであるが之青泥窪が大連港としての歴史をなす第一頁である。

爾來二十星霜、その消長といわんよりも唯隆々たる伸張の跡は次表出入船舶數の示す如くである。

大連港着離船舶表

年次	着埠 隻數	着埠 總噸數	離埠 隻數	離埠 總噸數
明治四十年度 (1907)	1,143	1,643,371	1,126	1,594,240
四十一年度 (1908)	1,397	1,950,882	1,398	1,947,058
四十二年度 (1909)	1,376	2,277,673	1,372	2,272,262
四十三年度 (1910)	1,574	2,430,843	1,574	2,433,864
四十四年度 (1911)	1,752	2,759,248	1,754	2,763,220
大正元年度 (1912)	1,968	2,994,487	1,969	2,995,376
二年度 (1913)	2,083	3,640,165	2,077	3,626,052
三年度 (1914)	2,280	3,923,015	2,279	3,919,676
四年度 (1915)	2,011	3,267,252	2,013	3,276,918
五年度 (1916)	1,925	3,070,074	1,925	3,069,221
六年度 (1917)	2,072	3,154,581	2,075	3,156,632
七年度 (1918)	2,729	3,641,933	2,714	3,628,652
八年度 (1919)	2,969	4,500,435	2,969	4,501,338
九年度 (1920)	2,944	5,292,239	2,943	5,272,047
十年度 (1921)	2,825	5,945,845	2,827	5,937,195
十一年度 (1922)	3,171	7,779,506	3,158	7,741,341
十二年度 (1923)	3,005	7,920,396	3,012	7,932,098
十三年度 (1924)	3,214	8,167,275	3,213	8,175,512
十四年度 (1925)	3 595	9,036,911	3,592	9,016,931

數字の示す如く大連港に去來する船舶は逐年增加し、その發展の急なること他に多くその比を見ない。今大戰前即大正三年を基準としてその增加率を百分比を以て示せば次の如くである。

着埠船舶百分比

年次	隻數	噸數
大正三年度	一〇〇	一〇〇
四年度	八八	八三
五年度	八四	八四
六年度	九一	八〇
七年度	一二〇	九三
八年度	一三〇	一一五
九年度	一二九	一三五
十年度	一二四	一五一
十一年度	一三九	一九八
十二年度	一三二	二〇二
十三年度	一四一	二〇八

十四年度　一五八　二三〇

大正四年乃至大正六年度に於て隻數は暫時減少を示し噸數の減退は更に大正八年度に及んでゐるが、之云ふ迄もなく歐洲大戰に基く世界的船腹不足の反映に外ならぬ。當時將に貿易の勃興期にありし大連港として尙且かくの如き影響を蒙りたるは如何に海運界の事情が世界的に鋭敏なるかを物語るものである。而して戰後に於ける出入船舶の激增は反動の苦境に陷つた船主等が必死に活路を近海方面に求めたにもよるが、亦以て大連港の地位が世界的に認められたる證左でなければならぬ。若し夫れ、大連港現今の情勢を以て滿鐵會社が港灣經營のことに當りし頃初、即ち明治四十年度に比すれば其の隻數に於て三〇割餘、その噸數に於ては約五五割の繁盛を致してゐるのである。

着埠船舶百分比

年次	隻數	噸數
明治四十年	一〇〇	一〇〇
大正五年	一六八	一八七
六年	一八	一九二
七年	二三九	二二一
八年	二六〇	二七四
九年	二五七	三二二
十年	二四七	三六二
十一年	二七七	四七三
十二年	二七一	四八二
十三年	二八一	四九七
十四年	二〇五	五五〇

B、船型

出入船舶數に關聯して注目すべきは船型である。前表によつても容易に看取し得る如く出入船舶の噸數增加率が隻數の約二倍に相當せるは明らかに大型船の來航を意味するものである。即ち歐洲戰前にありては五千噸以上の船舶は僅々五十隻に及ばざりしに、十年後に於ては實に十倍の激增にして七千噸以上の大型船さへ二百隻を數ふる盛況である。左に大正三年度より大正十三年度に至る趨勢を表出して參考に供しやう。

船型 / 年次	100噸以下	200 〃	500 〃	1,000 〃	1,500 〃	3,000 〃	5,000 〃	5,000噸以上	計
大正三年	15	22	244	650	240	777	282	50	2,280
四年	8	41	224	586	243	606	198	56	2,011

大正五年	—	6	48	191	555	317	556	200	52	1,225
六年	—	—	75	221	612	382	551	184	47	2,072
七年	—	—	88	225	1,038	632	551	133	52	2,724
八年	—	—	82	105	1,069	688	640	183	112	2,669
九年	—	—	56	66	943	842	540	209	229	2,944
十年	—	—	120	32	846	870	302	326	339	2,835
十一年	—	—	71	108	685	1,118	293	404	493	3,171
十二年	—	—	23	163	552	1,014	311	397	536	3,006
十三年	—	—	21	125	620	1,143	322	475	498	3,214

（備考）表中大正九年度以降の千五百噸以下の中には二千噸以下のものを含み、又五千噸以上のものは六千噸以下、七千噸以下、七千噸以上等に階段を附する方が今日の大型船情況を窺ふに便なるも比較の便宜上大正三年度の分類に依ることゝした。

C、季節的繁閑情況

出入船舶數の季節的變化の情況は運賃相場變動の動因たる荷動きの形勢を現出するものとして一瞥の價値がある。最近三箇年間の統計によれば左の如し。

	大正十二年度		大正十三年度		大正十四年度	
四月	三二〇隻	八四五、八八五噸	二二八隻	六九七、四一二噸	三三〇隻	九二五、五七九噸
五月	三〇八	七七三、九三六	二四四	六八五、三四六	三三九	八三一、八六九
六月	二七三	七五二、四二五	二二三	五九六、九五七	二八六	六五四、一一二
七月	二三八	五八四、六三八	二〇五	四八〇、二三二	三五五	五四一、三〇八
八月	二一三	五〇八、六六七	二一三	五七八、八一一	二五二	六三四、七七八
九月	一九三	五一八、七〇二	一九七	五一二、五九三	二二八	五五二、五一一
十月	二〇二	四七八、九二七	二一二	五四〇、六七三	二七七	七三一、五七一
十一月	二〇二	五二五、九〇八	二八五	七四二、三〇八	三三三	八〇五、五九二
十二月	二四六	六七八、五二八	三四七	八八六、八七三	三三六	八八九、九〇三
一月	二八一	七四八、一〇八	三三七	八一七、五七八	三五七	八七七、〇七八
二月	二三九	七〇四、〇六六	三三九	七六二、二二〇	二八一	七一七、七二七
三月	二九〇	八〇〇、六〇六	三八四	八六六、二七二	三四一	八七四、八八四

（本表は着埠船舶數なり）

之を圖表を用ひてそのカーブを示せば一層明瞭に季節的繁閑を知ることが出來る。

方面別着

年次		日本内地		臺灣		朝鮮		關東州	
		隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
大正二年度	著埠	437	1,134,645	40	79,070	78	91,224	42	36,257
1913	離埠	511	1,235,282	48	101.140	88	148,581	29	44,045
大正三年度	〃	441	1,094,839	46	100,958	84	116,539	34	23,750
1914	〃	560	1,348,685	54	119,974	77	146,078	24	32,232
大正四年度	〃	431	1,026,346	36	82,281	102	131,227	34	16,817
1915	〃	519	1,163,502	53	128,620	73	85,569	45	36,423
大正五年度	〃	431	989,736	12	25,681	117	153,252	34	18,587
1916	〃	532	1,097,008	42	92,687	69	88,333	68	55,909
大正六年度	〃	527	1,179,423	9	16,788	131	145,006	63	24,647
1917	〃	632	1,244,488	35	75,474	89	109,335	99	72,421
大正七年度	〃	1,094	1,749,012	16	44,096	197	179,703	58	20,503
1918	〃	1,106	1,631,823	47	91,063	156	138,237	87	50,933
大正八年度	〃	1,183	2,273,292	6	12,591	178	181,333	58	22,855
1919	〃	1,160	2,054,018	4	89,564	148	143,926	66	29,192
大正九年度	〃	908	2,180,089	20	50,022	148	204,899	63	31,847
1920	〃	863	1,857,691	66	139,917	97	100,155	73	45,779
大正十年度	〃	799	2,591,347	7	20,978	132	172,706	120	34,535
1921	〃	683	2,236,257	56	135,339	132	141,051	145	68,882
大正十一年度	〃	836	3,243,622	6	18,790	90	140,561	89	51 859
1922	〃	643	2,359,145	5	12,340	179	240,496	104	81,515
大正十二年度	〃	939	3,582,463	3	10,974	70	127,881	73	81,406
1923	〃	824	2,846,648	40	101,127	187	255,887	94	115,516
大正十三年度	〃	959	3,571,582	4	16,139	38	72,530	79	96,634
1924	〃	812	2,817,488	58	153,368	139	197,210	80	129,930
大正十四年度	〃	850	3,456,851	8	26,335	74	133,604	61	84,793
1925	〃	770	2,848,466	61	173,272	155	218,065	92	141,024

（備考）其ノ他トハ沖合及船渠ヨリ着離セシモノナリ。

離船船表

支那		極東露西亞		歐米（含アフリカ）		南洋、印度、濠州		其他		計	
隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
1,389	2,052,263	14	31,899	16	80,147	19	66.948	48	67,712	2,083	3,640,165
1,269	1,724,257	29	91,634	9	43,705	45	163.115	49	74,263	2,077	3,626,052
1,347	2,135,499	31	77,266	6	31,460	23	82,232	263	260,482	2,280	3,923,025
1,221	1,720,203	26	74,681	14	57,222	50	179.253	253	241.318	2,279	3,919,676
1,250	1,665,245	38	98,257	7	36,080	12	48,701	101	152.700	2,011	3,267,252
1,158	1,441,624	20	43,221	19	98,552	27	97,318	99	182,089	2,013	3,276,918
1,158	1,608,353	32	69,392	3	16,164	19	58,451	119	130,458	1,925	3,070,074
1,059	1,382,306	11	19,537	20	93,591	38	135,063	86	104,787	1,925	3,069,221
1,147	1,532,988	35	55,308	4	22,665	13	44,248	143	133.508	2,072	3,154,581
1,129	1,343,318	5	10,161	24	117,824	23	78,880	119	104.731	2,075	3,156,632
1,200	1,434,549	5	9,722	6	24,115	9	27,556	144	152,677	2,729	3,641,933
1,148	1,328,526	3	4,961	31	171,087	31	92,066	108	120,022	2,714	3,628,652
1,379	1,685,247	6	29,597	11	64,372	6	30,246	142	200,902	2,969	4,500.435
1,328	1,535,393	9	26,021	69	382,636	1	5,713	144	234,875	2,969	4,501,338
1,651	2,497,152	1	1,524	9	58,233	14	54,290	129	214,483	2,944	5,292,239
1,553	1,969,402	4	6,769	137	821,168	27	112.807	118	217,359	2,943	5,272,047
1,541	2,553,090	2	2,970	3	16,213	11	50,720	210	503,286	2,825	5,945,845
1,467	1,992,022	8	28,034	93	597,906	57	253,159	181	484,545	2,827	5,937,195
1,937	3,558,415	13	78,076	3	23,846	1	4,007	196	660,330	3,171	7,779,506
1,803	2,914,312	10	35,807	137	1,006,892	63	302 516	183	704,449	3,158	7,741,341
1,743	3,234,345	13	79,417	9	63,897	5	17,906	180	722,107	3,005	7,920,396
1,486	2,595,253	8	27,364	122	857,942	73	381,521	178	750.740	3,012	7,932,098
1,917	3,641,605	—	—	8	46,736	6	16,907	223	705.142	3,214	8,167,275
1,681	2,699,146	2	3,352	143	1,020,932	83	421 551	215	742,535	3,213	8,175,512
2,310	4,317,396	9	64,085	5	31,024	3	13,607	275	909,216	3,595	9,036,911
2,072	3,645,739	2	9,386	98	937,135	65	327 564	277	916,299	3,592	9,016,931

以上の如く大連港に於て所謂夏枯現象の顯著なるは當港が農産物の大量輸出港たることを雄辯に物語るものにして、この現象は全く不定期船の往來に因るものである。

D、活動の範圍

出入船舶が如何なる方面に密にして如何なる方面に疎なるか、その繁閑の情況を察知することは、亦以て當港將來の發展伸張策上參考に資すべき一項目である。別表方面別著離船舶表は即ち其の概勢を示すものである。

數字の示す如く當港との往來最も頻繁なるは日本内地及び支那沿岸諸港にして、隻數に於ては後者は常に前者の上位にあるも、その噸數は兩者略々伯仲の間にある。是支那諸港關係船舶がその船型比較的小なるに因る。歐米並びに南洋印度濠洲方面に就いて着埠數と離埠數の間に非常なる開きを見るは、内地又は支那諸港間の往來が殆んど總て往復航路なるに反して、此方面の船舶が當港を以て寄港地とする周航を常態とするからである。例へば、之を北米、歐洲向定航路に就いて見るに該航路はその發航港を横濱又は上海となすもその仕向港を歐米諸港となすが如き之である。

而して日本内地及支那方面と他の方面とを比較すれば、疎密の懸隔餘りに大なるを思ふ。以是觀之、大連港を中心とする船舶の活動範圍は纔かに日本と支那に亘る極めて短かきくの字型を示すのみと云ふべきである。滿蒙を背後地とする大連港としては尚開拓すべく伸張すべき多くの方面を有するのではあるまいか。

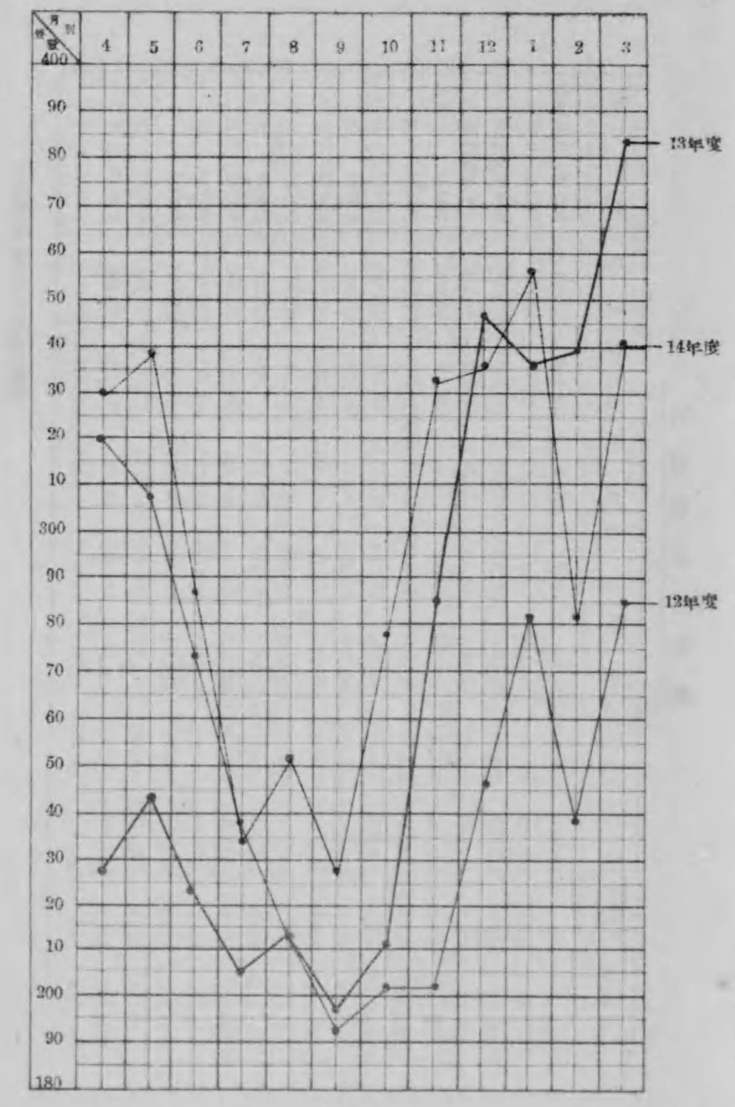

主要輸出品別表

年次	大豆	豆粕	豆油	雜穀	石炭	其他	合計	增減(一)率	焚料炭
明治四十一年1908	182,629	204,627	3,453	13,781	7,708	28,646	440,839	—	15,276
四十二年1909	484,142	309,101	13,861	84,587	104,708	24,820	1,021,219	1.317	52,184
四十三年1910	352,620	250,064	23,471	81,280	192,966	22,014	922,415	—0.097	68,788
四十四年1911	272,457	446,801	45,421	97,004	91,115	39,285	992,083	0.076	55,322
大正元年1912	184 401	469,089	49,121	68,851	252,268	69,760	1,093,490	0.102	114,686
二年1913	154,579	555,428	52,349	146,498	578,827	98,165	1,585,846	0.450	196,299
三年1914	255,112	512,823	54,343	118,259	559,761	98,518	1,598,816	0.008	247,193
四年1915	290,959	657,646	77,893	172,701	372,153	161,454	1,732,806	0.084	219,305
五年1916	167,255	691,243	105,680	91,175	507,700	168,471	1,731,524	—0.001	211,514
六年1917	191,780	852,867	159,280	198,684	494,645	258,332	2,155,588	0.245	206,131
七年1918	322,844	1,046,348	209,275	174,809	419,682	318,196	2,491,154	0.156	244,441
八年1919	605,513	1,090,558	183,515	245,008	217,252	371,310	2,813,156	0.129	197,389
九年1920	567,129	1,131,208	167,538	707,237	212,589	278,935	3,064,636	0.089	195,428
十年1921	584,446	1,150,920	114,095	562,162	519,478	319,642	3,250,744	0.061	382,731
十一年1922	619,324	1,192,973	115,506	795,410	1,008,017	350,201	4,081,431	0.256	647,625
十二年1923	747,779	1,287,177	140,226	529,101	1,340,386	378,443	4,423,112	0.084	652,306
十三年1924	8 0,292	1,334,514	104,103	318,859	1,620,123	398,191	4,576,082	0.035	549,316

二、定期船と不定期船

大連港はその港灣たる條件に於て著しく自然的要素に惠まれた良港であるが、その發展の經路を顧みれば露國が商港としてこの地を卜して以來、幾多の人爲的努力が拂われたことを否定することは出來ない。大連港がその發展の緒口を定期船によつて與へられたことはその一つである。蓋し、不定期船の寄港は港灣の經濟的地位確認されて後その營業收益の立場から行わるゝに反して、定期航路の開設は交通路開拓の先驅をなし、海港の繁榮を助長せしむる一つの人爲政策と見るを得るからである。

濫觴時代の大連海運界は關東都督府の沿岸補助航路によつて開拓され、出入船舶は日本郵船、大阪商船の命令航路及び南滿洲鐵道會社の上海航路等の定期船を主とするものであつた。かゝる定期船時代にあつては戴貨の爭奪も、船線の必要もなく海運界は唯波靜かなるを得たのである。又當時に於ては滿洲の產業未だ興らず大連の貿易が輸出よりも寧ろ輸入に於て重きをなしてゐたが故に、自然不定期船の顧みる所とならなかつたのである。

不定期船の活動が激成する所のものは戴貨の爭奪であり、運賃戰の暗鬪である。而して又、海運界を沈滯と萎靡より救ふものもこれである。

即不定期船乃至傭船運送の勃興は貿易の躍進と相俟つて大連海運界に一新紀元を劃した。

左表は定期船時代より不定期船時代への推移と其の轉機を窺ふに足る。

大連港着埠船舶表

年次	定期船		不定期船	
明治四十一年度	七五三隻	八一二、八三四噸	四四九隻	七四六、二八七噸
四十二年度	七七三	一、〇四八、四五三	三四一	五三七、一三九
四十三年度	八四六	一、一二九、〇五四	三三八	六一三、七八九
四十四年度	九〇五	一、一七六、八八六	三四五	六四〇、四二六
大正元年度	九八七	一、二五九、三二八	五〇五	八三五、八三二
二年度	一、〇八六	一、四〇一、〇四〇	六三五	一、三三四、三五〇
三年度	九三一	一、四二八、八三七	八三五	一、六四六、一〇五
四年度	九二六	一、四七九、二九〇	七一三	一、一六一、九〇三
五年度	八五一	一、三二四、八九三	七二二	一、二〇三、四七五
六年度	七三二	一、二五三、三六九	九五二	一、四三〇、一六九
七年度	六九五	一、一八二、四〇二	一、六〇二	一、九六六、六六四
八年度	六九七	二、一二〇、六二〇	一、八六六	二、六八七、二四九
九年度	七三二	一、三八九、四六七	一、三五七	二、三八八、六四一
十年度	七八二	一、七八二、四四四	一、〇七二	二、五四八、二三一
十一年度	八一九	二、〇五三、二一五	一、〇七五	三、一二二、一六三

大正十二年度	七九〇瓩	一、九一八、三四〇屯	九九七瓩	三、〇六五、三六五屯
十三年度	八一二	一、九八七、七八三	一、三〇五	三、五七七、九〇〇

右によれば定期船、不定期船兩者の出入數は大正三年頃より漸次接近し、六年に至つて終に不定期船は定期船を拔くこと隻數に於て二二〇、噸數に於ては約二十萬噸の優位を占めてゐる。大正七、八、九と不定期船の活躍目覺ましきものあるは、勿論歐洲大戰に原因するところ大であるが、輸出貿易の大宗たる特產物の擡頭により大連港が愈々大量輸出港としての個性を發揮し來つたからである。試みに、別表主要輸出品表を參照すれば思ひ半に過ぐるものがあらう。

元來大量貨物は運賃の低廉なることを特色とするが、更に運賃負擔力の方面よりするも農產物や石炭の如きは低廉なる運賃を要求するものである。而も迅速と低運賃とは一致せざる要素である、(船舶の燃料費は速力の增加に對し約二乘倍の增加率を持つてゐる)從つて定期發着の正確と高速力の維持を期する定期船と低廉運送に任ずる不定期船の得失はこゝに自ら分別され、各々その立つ所を異にするのである。大連港の不定期船勃興の趨勢が恰かも大量にして運賃の低廉を要求する主要輸出品の增大と軌を一つにせるは偶然でない。

乍然、不定期船の進出は決して定期船の發展を阻害することなく兩々併進の歩を示せること前表の如くにして、之大連港將來の大を語るものである。實に、大連港は大量低廉運送を要し且つ季節的に繁閑期の變化を有する農產物原料品を以て主要輸出品となすが故に、勢ひ不定期船の活躍に便なるは自然の數である。乍然定期船は航路の擴大、航路度數の增加等により海港の發展を助長し以て海上運輸機關としての使命を果すべき任務を有してゐる。かるが故に大連港を中心とする定期船不定期船は共に各自の存在意義に於て活動飛躍すべきである。

大連港ヲ中心トスル定期航路

一、大連港ヲ起點トスル航路A(大連、內地、朝鮮間)

線名	經營者	使用船	起點、終點、寄港地	回數	受命官廳
大連、大阪線	大阪商船會社	亞米利加丸 六、〇七〇屯 香港丸 六、〇一〇 ハルビン丸 五、二六九 バイカル丸 五、二四三	大阪、神戸(宇品)、門司、大連、往復	週二回	遞信省及陸軍省
大連、營口、阪神線	大連汽船	長順丸 二、二四五	大連、營口、阪神間往復	二ヶ月三回	(四等客ノミ申込アレバ乘船セシム)
長連線	朝鮮郵船	羅南丸 一、二八四	大連、鎭南浦、仁山、群山、木浦、釜山(三角)、長崎、鹿兒島往復	一ヶ月一回	朝鮮總督府、鹿兒島縣、建督府、長崎市、熊本縣
九洲鮮滿線	大阪商船	大智丸 一、一〇三	(往)長崎、釜山、木浦、群山、仁川、鎭南浦、大連(復)大連、鎭南浦、仁川、群山、木浦、釜山、長崎、鹿兒島、三角、若津	二十三日一航海	朝鮮總督府、長崎市、熊本縣、鹿兒島縣

線名	經營者	使用船	起點、終點、寄港地	回數	受命官廳
宇品、糸崎、大連線	田中商事會社	歐羅巴丸 四、六五〇	糸崎、宇品、大連(往復)	二ヶ月三回	
		でりい丸 二、一七一	(往)高雄、大連		
		めなど丸 二、六六〇	(復)大連(龍口)芝罘(威海衛)	一ヶ月四回	
		湖北丸 二、六六〇			
		日東丸 二、八二二	香港、高雄		
高雄、大連線	大阪商船				

B (大連、支那諸港間)

線名	經營者	使用船	起點、終點、寄港地	回數	受命官廳
大連、天津線	大連汽船	長平丸 一、七一八	大連、天津往復	一隻月六回	ナシ
		天潮丸 一、三六一			
		濟通丸 一、〇三八			
大連、青島線	共同汽船合資會社	第十六共同丸 一、四七七	(往)大連、芝罘、威海衛、(復)青島、大連	一ヶ月五回	關東廳
大連、芝罘線	田中商事株	海壽丸 六七七	芝罘、大連往復	一隻月十五回	
		海寧號 四八七			
大連、天津線	田中商事株	北海號	大連、芝罘、天津間往復	月五回	關東廳
大連、仁川線	田中商事株	利通號 一、八五五	大連、芝罘、威海衛、仁川往復	月四回	朝鮮總督府
大連、芝罘線	政記公司	永利號 六二八	大連、芝罘往復	隔日	關東廳

線名	經營者	使用船	起點、終點、寄港地	回數	受命官廳
大連、龍口線	大連汽船	龍平丸 三、七四八	大連、登州府、龍口往復	月六回	ナシ
大連、上海線	大連汽船	大連丸 三、四〇二	大連、青島、上海	一ヶ月九回	同
		榊丸 二、八四八			
		西京丸			
南北支那線	大阪商船	金山丸 一、七〇四	(往)大連、龍口、芝罘、威海衛、(復)香港、青島、芝罘、營口、大連	月一回	
大連、上海線	政記公司	層利號 九六六	大連、青島、上海	月三回	
大連、香港線	大連汽船	興順丸 二、一八〇	大連、龍口、芝罘	廿五日一回	(四等船客ノミ取扱フ)
		英順丸 二、一五一	威海衛、青島、香港		

二、大連港ヲ寄港地トスル定期航路

A (近海)

線名	經營者	使用船	起點、終點、寄港地	回數	受命官廳
横濱、牛莊線	近海郵船	淡路丸 一、九四八	(往)横濱、名古屋、大阪(又ハ神戸長崎)大連、天津、牛莊	一ヶ月四回又ハ五回	遞信省
		高砂丸 一、六七五			
		相模丸 一、八三三	(復)牛莊、大連、(長崎神戸)横濱		
		宮浦丸 一、八五六			

線名	經營者	使用船	起點、終點、寄港地	回數	受命官廳
天津、横濱線	大阪商船	先島丸 一、三四〇	(往)横濱、名古屋、大阪、神戸、門司、大連、天津、横濱 (復)天津、門司、大連、天津、横濱	月二回	ナシ
高雄、天津線	大阪商船	福建丸 二、五六八 盛京丸 二、五六八 貴州丸 二、五六八	(往)高雄、基隆、福州、上海、青島、天津 (復)天津、大連、上海、福州、基隆、高雄	月三回	
仁川、大連、青島線	朝鮮郵船	會寧丸 一、〇〇一	(往)仁川、鎮南浦、新義州、芝罘、大連、青島 (復)青島、仁川	月二回	朝鮮總督府
朝鮮、北海道、大連線	島谷汽船		(往)仁川、大連、鎮南浦、仁川、群山、木浦、釜山、境、宮津、舞鶴、敦賀、伏木、函館、小樽 (復)小樽、函館、伏木、敦賀、舞鶴、宮津、境、門司、釜山、仁川	一ヶ年十回	朝鮮總督府
安東、青島線	政記公司	得利丸號 六二三	大連、安東、青島往復	月四回	
安東、龍口線	政記公司	有利號 四九二	安東、大連、龍口往復	月三回	
支那沿岸、北方線	日清汽船(大阪商船扱)	華山丸 二、一〇〇 唐山丸 二、一〇〇	(往)上海、青島、天津 (復)天津、大連、青島、上海	二隻ヲ以テ月三回	遞信省

B (遠洋)

線名	經營者	使用船	起點、終點、寄港地	回數	受命官廳
日本、歐洲線	大阪商船	あるぶす丸 七、七九〇 あらすか丸 七、三三九 あるたい丸 七、七三一 あむうる丸 七、七四〇 あまぞん丸 七、七二〇	(往)横濱、神戸、大連、上海、香港、シンガポール、コロンボ、アデン、ポートスダン、スエズ、ポートセイド、ロンドン、アントワープ、ロッテルダム、ハンブルグ、ブレメン (復)ブレメン、ハンブルグ、ロッテルダム、アントワープ、ポートセイド、スエズ、シンガポール、香港、上海、大連、神戸、大阪、横濱	一ヶ月一回	
リヴアプール線	日本郵船	豊橋丸 七、〇三二 鳥羽丸 六、九九五 だあばん丸 七、一六四 對馬丸 六、七三四 でらごあ丸 七、一四八 りょん丸 七、〇一八	(往)横濱、神戸、大連、青島、上海、香港、シンガポール、コロンボ、ポートセイド、マルセイユ、リヴアプール (復)バアクンヘッド、スエズ、コロンボ、シンカポール、香港、上海、神戸、横濱	月一回	
漢堡線	日本郵船	松本丸 七、〇三五 りま丸 六、九九九 だかあ丸 七、一七〇 敦賀丸 六、九八八 水戸丸 七、〇六二 但馬丸 六、九九五 松江丸 七、〇六一	(往)横濱、神戸、大連、青島、上海、香港、バタビア、シンカポール、コロンボ、ポートセイド、ロンドン、ロッテルダム、漢堡 (復)漢堡、スエズ、シンガポール、上海、門司、神戸、大阪、横濱	月一回	

Blue Funnel Lines	和記洋行扱	Burpedon	11,821	Liverpool, Port said, Colombo, Singapore, Hongkong, Shanghai		
		Patroclus	11,314	Tientsin, Dairen, Tsingtao, Shanghai, Hongkong, Singapore		
		Autenor	11,174	Colombo, Port said, Marseilles		
		Hector	11,198	London Rotterdam, Glasgow		
紐育線	大阪商船	あるぐん丸	六、六九八	(往)上海、大沽、大連、神戸、四日市、横濱、桑港、ロスアンゼルス、バルボア、クリストバル、紐育 (復)紐育、バルティモア、クリストバル、バルボア、桑港、横濱、神戸、門司	一ケ月一回	
		春光丸	六、七七七			
		へいぐ丸	五、六四二			
		はばな丸	五、六四二			
		はあぶる丸	五、六五二			
		武豊丸	六、九六九			
		前橋丸	七、〇〇五	(往)横濱、神戸、門司、マニラ、香港、上海、大連、大沽、神戸、四日市、横濱、桑港、クリストバル、紐育 (復)紐育、バルティモア、クリストバル、バルボア、横濱、神戸	一箇月一回	
		リスボン丸	七、〇〇五			
紐育線	日本郵船	津山丸	六、九六三			
		高岡丸	七、〇〇一			
		龍野丸	六、九六一			
ピュージュット サウンド線		ばりー丸	七、二九七	(往)上海、神戸、四日市、清水、横濱、ビクトリヤ、シヤトル、タコマ、バンクーバ (復)バンクーバ、タコマ、シヤトル、ビクトリヤ、横濱、神戸、門司、大連、上海	三ケ月一一回	
		ろんどん丸	七、一九〇			

三、定期航路現況

大連港を起點又は寄港地とする航路現況は別表に示す如くであるが今少しく分解的に說明を加へやう。表は觀察を容易ならしむる爲之を起點航路と寄港航路とに分けた。起點航路は要するに大連港を以て仕出地とするものなるが故に謂はゞ能動的である、反之寄港航路にありては受動的關係に立つを免かれない。かくの如く起點航路と寄港航路とは若干其の存在の性質を異にするを以て航路の考察上姑らく兩者を區別することが便利である。

先づ方面別に航路數、航海度數を觀察すれば次の如くである。

起點航路 方面別	線數	回數(一ケ月)
大阪方面	三	一一
九州朝鮮	三	六
臺灣	一	四
天津	二	一六
青島	一	五
芝罘	二	三〇

	線數	回數
龍口	一	六
上海	三	一五
香港	二	二
寄港航路		
方面別		
内地北支那	二	七又八六
臺灣支那	一	三
朝鮮北支那	一	二
朝鮮北海道	一	〇・八（一ヶ年十四）
安東青島	一	四
安東龍口	一	三
北米	三	二・三（ピューセットサウンド線ハ二ヶ月一回位）
歐洲	四	四

以上を通觀するに大連を起點とする航路は北支那及ひ阪神、九州方面に於てこそ相當の頻度に達してゐるが、少しく視線を擴大すれば對内地線としては裏日本諸港並びに北海道方面が閑却せられ、對支那沿岸線としては南支諸港に及ぶものは、わずかに大連汽船、大阪商船二社の香港航路あるのみにして轉た寂寥の感なきを得ない。

裏日本諸港及び北海道方面に通ずる航路としては本年四月來島谷汽船會社が朝鮮總督府の補助を得て開始したる朝鮮北海道大連線が唯一の定期航路としてその將來を囑望されつゝあるが、ふたゝび他港よりの寄港航路に過ぎない。若し滿蒙の貿易市場を此の方面に開拓せんとせば進んで起點航路の開設をなす必要がある。又南支那は北支那に比し氣候風土を異にするを以て其の產する處の物資も亦自ら異なるものあるべく、南支那諸港との航路開拓は極めて緊要にして此方面の交通を單に遠洋航路船又は不定期船のみの手に委ねて晏如たるべきではない。今春日清汽船會社は二千五百噸級の新船二隻を以て上海、大連間の新航路を開始し北支那航路に於ける本邦船に一段の充實味を添へたるも、未だ上海以北のことに關するのみにして大連港の支那沿岸貿易上の地位を著しく向上せしめ得べしとは考へられない。我が海運界現下の重要問題は近海航路の維持發展策如何にあり、その目標は支那航路であるが、我が支那航路經營の新奎樹立に就いては從來の如き集中主義を廢して先づ支那諸港間の縱斷的連絡に着眼すべきを指摘したい。而して北支那に於て活躍せる邦船が竿頭一歩を南支那諸港に進むることは最大の急務なりと信ずる。

次に少しく北支那航路に於ける實質的方面に觸るゝならば、大連芝罘間の如きその就航船の貧弱なること僅々數百噸の小型船にして實に十年一日の如き觀あるは遺憾である。大連港と芝罘とは渤海を距てゝ正に一葦帶水の間にある、而も芝罘港は青島港の擡頭以來昔日の盛況なしと雖尙山東貿易に於ける重要なる仲繼港であり、殊に滿洲とは勞働者の需給關係に於て頗る密接なるものあつて旅客の來往、貨物の輸送共に頻繁なるは言ふ迄もない。若し同

航路に現在以上の優良船を配するならば當に兩港の一發展策に止まらず、旅客來往の利便と貨物運賃の低廉を齎らすを得て多大の好影響を與ふるは明らかである。吾人の望む所はかくの如き航路の實質的改善進歩にも存するのである。

以上大連港を起點として定期的に運航する船舶の活動範圍を大體に於て檢討したが、定期航路にありても寄港航路は元來受動的性質のものなるが故に、之を寄港地たる大連港の立場より論ずることは理論上妥當を缺くのである。寄港航路に關しては唯外部より如何なる程度に認められ居るや、その地位に就いての觀察に止まるべきである。この意味より、寄港航路にありて留意すべきは北米並に歐洲向遠洋航路七線に及ぶことである。何んとなれば、之大連港が既に東亞の一商港たるに止まらず、今や世界的海港の域に達したる證左であるからである。

四、各國汽船情勢

列强が支那に於ける利權の爭奪に餘念なかりし時代に於ては鐵道の延長するところ即勢力範圍の擴張する所なりとの定論を生んだが、そは支那の特種なる事情によるものにして古來商權の隆替は海運の盛衰にかゝる所大であつた。是海運業が特に國家的背景による所多く檣頭に飜るフラッグの注目さるゝ所以である。

支那に於て久しく海上の霸權を掌握するものは英國船であるが之を大連港について見るときは日本船舶の地位は既に久しく各外國船との競爭の埒外にあつて拔く可からざる地歩を占めてゐる。試みに英國勢力の最盛時たる戰前一九一二年に於ける支那各地方の勢力狀態を觀れば

國	北支那	中支那	南支那
英	三四六	四七二	六三〇
日本	三一七	二五二	九七
獨逸	一七一	四八	三九
佛國	二一	一一	六四
米國	四	一〇	—
露國	三	六	六
支那其他	一三八	二〇〇	一六四

(註)一、本表は入港船舶の總噸數より算出せしものに非ず各港入港船舶の積荷噸數より算出されたるものなれば船舶狀勢として適確なる割合なりと見るを得ないが大體の趨勢は窺ふに足るであらう。表は一九一二年度海關統計による。

二、支那其他とあるは主として支那諸威其の大部分を占めてゐる。

三、北支那、中支那、南支那、の地方別は大體次の區劃による。

北支邦——大連、營口、安東、天津、芝罘、青島の諸港。

中支那——上海、蘇州、杭州、寧波、溫州、重慶、宜昌、沙市、長州、岳州、漢口、九江、蕪湖、南京、鎭江の諸港。

南支那——三都澳、福州、厦門、汕頭、廣東、九龍、江門、三水、梧州、南寧、瓊州、北海の諸港。(大連實業雜誌)

國籍別着埠船舶

年次	日本船		支那船		英國船		佛國船	
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
明治四十二年 1909	1,160	1,695,209	51	21,816	132	412,574	2	5,974
四十三年 1910	1,163	1,661,144	92	45,304	133	387,336	3	8,737
四十四年 1911	1,299	1,872,294	95	55,818	163	398,141	3	18,233
大正元年 1912	1,423	2,005,319	125	63,570	189	446,157	5	31,047
二年 1913	1,757	2,909,142	64	42,484	162	431,242	5	26,373
三年 1914	1,814	3,034,075	136	98,476	147	433,909	2	12,224
四年 1915	1,744	2,862,936	179	118,103	151	380,633	1	1,135
五年 1916	1,612	2,569,106	202	146,426	85	204,118	3	18,440
六年 1917	1,524	2,628,570	261	176,853	99	183,596		—
七年 1918	2,161	3,063,636	281	206,237	48	105,611	1	935
八年 1919	2,392	3,669,401	368	247,402	91	311,586		—
九年 1920	2,080	3,408,369	643	483,073	113	421,028	3	18,277
十年 1921	1,846	4,147,330	776	623,314	79	341,264	7	38,068
十一年 1922	1,861	4,939,456	903	924,341	176	821,713	8	31,577
十二年 1923	1,873	5,038,315	940	966,971	180	832,166	6	35,522
十三年 1924	1,886	5,242,204	720	751,037	143	803,808	31	162,254
十四年 1925	2,410	6,240,821	772	836,157	205	877,143	14	92,009

隻數及總噸數

和蘭船		獨逸船		露國船		諸威船		米國船		其他	
隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
	—	26	63,141	1	3,126	16	31,150		—	2	5,717
3	6,159	107	229,442		—	31	44,535		—	10	28,228
1	1,818	105	268,445	1	2,348	17	29,512		—	4	16,334
1	3,859	97	283,205	1	1,677	23	33,413		—	1	3,875
	—	107	306,949	2	3,079	18	29,901	1	3,302	1	3,778
	—	73	209,502	3	6,899	23	34,395	1	3,302	1	5,296
4	20,632		—	8	19,411	17	25,045	2	5,558	7	28,077
7	33,753		—	3	18,440	3	9,619		—	27	95,355
12	57,874		—	11	19,325	5	24,944	3	8,198	4	19,355
7	37,802		—	13	26,003	2	10,508	2	17,306	1	5,259
1	5,620		—	16	28,645	1	1,701	10	56,885	12	59,680
11	54,932		—	14	34,146	6	11,618	63	381,729	9	51,732
33	197,957		—	1	156	6	7,590	51	294,204	7	47,901
27	197,941	8	49,159	8	8,737	10	34,724	35	232,535	9	60,725
34	239,648	41	269,161	9	18,112	17	53,447	68	400,899	12	83,556
19	143,422	62	412,532	5	9,369	41	80,943	46	288,468	12	77,082
20	118,470	71	487,672	6	9,710	30	49,215	28	172,174	15	101,844

右によれば英國は南より北へ、日本は北より南へその手を伸ばしてゐることが明瞭に看取されるが、日本の最も勢力を有する北支那に於てすら、尚且英國の最も振はざる情勢に及ばない。然るに之を大連港の着離船舶について見るときは別表の如く、

日本船舶の往來は全く他國の追隨を許さゞるものがある。

歐洲大戰は各方面に劃時代的變動を與へたが大連港の各國汽船の形勢も亦この戰爭を中心として注目を惹くものが多い。

英國は戰前に於ては外國船中の首位を占め流石に海運界の覇者たる誇りを示しつゝあつたが、本國の緩急に際しては極東に多くを顧みる暇がなかつた、この隙に乘じて俄然擡頭したものは支那船で其の後漸次英國の鵞冠を奪ふに至つた。支那船がよくその機會を掴んでかくの如き一大飛躍を遂げたことは隣邦の爲に慶すべきである。如上大連港に於ける支那船擡頭の主因は大連の支那豪商政記公司の奮鬪的經營にあると稱せられてゐる。實に支那船の過半數を占むるは同公司の所有船にして、同公司が營業の本據を大連に置いて積極的活動をなしつゝあるは一異彩といふべきである。

戰亂の打擊を蒙むること最も甚大なりしは獨逸である。戰前にありては英國に次ぐ一大勢力であつたが、大正四年（一九一五年）以降大正十年（一九二一年）までは全くその隻影を見るを得なかつた。然るに、大正十一年以降の活躍は實に素晴らしきものあり昨年度に於ては殆んど戰前の狀態に回復せる觀がある。米國戰後の飛躍も亦目覺ましい、戰前及戰時中僅か二萬噸乃至五萬噸を出でざりしものが、大正九年（一九二〇年）には正に七倍の激增を示してゐる。之戰後の過剩船舶を極東に向けたるが故にして、今後米船の來航は漸增するであらうと觀測される。

露國船が戰時中却つて增加を示すは一見甚だ奇異の現象に見ゆるが、之極東に沿海港を有する爲、此の方面より軍需品の供給を行ひしに因るものである。

支那船が隻數に比し噸數の甚だ劣るは、支那航業の幼稚なるを物語るものにして船舶の活動範圍も未だ沿岸航路に限られ從つて三千噸級以上の船舶は寂寞寥々たるが故である。

日本船舶が嶄然頭角を拔くはその地理的並に經濟的關係上固より當然のことであるが、之を以ても大連港が我が海運の根據地として重要なる地位を占むるは明らかである。されば、我が滿蒙政策が單に我國の經濟的勢力の擴張を目的とせず共存共榮の理想實現にある如く、大連港を根據とする我が國の對支海運政策も亦かゝる理想に於て樹立されねばならぬ。

五、關東州置籍船

大連港を中心とする船舶の叙述に於て是非共言及せざるを得ないのは關東州置籍船に就いてである。乍然、之に關しては既にパンフレット第一〇號に詳述されてゐるから、こゝには重復の煩を避けて、唯大正十三年より十四年にかけて海運界に惹起されたる所謂關東州船籍問題の經緯を摘記し、併せて置籍船現況を附記するに止めやう。

抑々關東州に置籍船を見たる濫觴は我國船舶令が當州に效力を及ぼさゞる爲是等船舶の運用上生ずる種々の缺陷を除却せんが爲に明治四十四年十二月三十日附を以て船籍令の公布を見たものである。而して船籍令實施以來の情勢は關東州在住者の所有船は勿論內地置籍船に於ても內地に於ける船舶課稅並に輸入稅賦課の關係上當州に轉籍するものが尠からずあつた。然るに戰後海運界の事情甚だしく沈滯して當業者は不況對策に焦慮腐心するの餘り、古船輸入防止を强調すると共に關東州置籍船に關して船舶法を改正するの聲が起つた。蓋し、關東州置籍船は大連港が自由港なる關係上外國よりの購入船と雖も輸入稅を賦課せらるゝことなく內地置籍船に比すれば有利の立場にあるを以てゞある。即ち改正論者の主張は。

(一)關東州は自由港で無稅であり、船舶檢査も寬大であるため外國船輸入に當り大連置籍流行し本邦置籍船を壓迫する。

(二)大連に置籍する船主は登錄名義こそ異なるか何れも同一內地船主でその目的が脫稅にあるは明瞭である。

こなし、これが改正案としては『關東州に輸入する船舶にして日本國籍を享有すべきものに對しては總噸數二千噸以下の船舶に限り關東州に船籍を置くを得る事』を以てし、大型置籍船を廢して州外航行船は之を日本船舶として取扱ひ內地に置籍を有せしめんとするものであつた。勿論之が關東州置籍船に致命的打擊を與ふるは明らかなるを以て滿洲關係者は交々その實情を陳べ當局者に了解を求むる所があつた。即ち大連商業會議所は左の如き長文の陳情書を呈して置籍船問題の大連港盛衰に關する所大なるを說いたのである。

大連商業會議所の關東州置籍船問題に關する陳情書。

一、關東州置籍船は關東州が自由地域なる結果當然輸入稅を負擔せざるも船舶法により內地に於ては沿岸貿易を禁ぜられ何等外國船と異なることなし、然るに今若し日本と關東州外の地點との航行を禁ぜらるゝ時は日本の利益を代表する關東州船は外國船より更に不利益なる取扱を受くることゝなるを以て甚だ不條理なり。

二、關東州の貿易は大部分對日本關係に在り、然るに改正案は關東州船にして關東州より日本に物資を輸送する場合には必ず關東州に復航することを命ぜらるゝを以て常に片荷となり關東州を基點とし沿岸貿易に從事する小型船を除き他は採算上自滅するの外なきに至るべし。從つて關東州の貿易品は勢ひ滿蒙の產業に直面せざる日本に於て船繰りせざるべからざる結果として關東州置籍船同樣日本關東州間の航行の自由を有する外國船の割込容易となり日本船は競爭上成算の見込なく遂に關東州に於ける貿易は外國船の支配に歸する虞れあり。

三、關東州船の增加は漸次『ノルウエイ』其他の外國船を東洋より驅逐し我が海運界に寄與したる功績決して尠少ならず、然るに改正案にして實施せられんか支那沿岸は勿論東洋に再び外國船の跋扈を招來するに至るや燎然たり。

四、關東州船は多く古船を購入置籍するものなるが故に日本の船舶改善造船業の發達を阻碍すと稱するものあるも、日本に於ける二千噸以上の古船の購入は昨年一月以來六十一隻に達し之を關東州の六隻（內二隻は內地より轉籍）に比すれば遙かに大なり、故に假令關東州に於ける置籍を禁ずるも其目的を達すること能はず、又造船業保護の爲め外國船の輸入を防遏せんとせば優秀船を廉價に購入するの途なく結局運賃に於て外國船と競爭困難となり、

我が海運界は外國船の爲めに壓倒さるゝ悲運に際會すべし、故に造船業の奬勵は海運界の隆昌と相俟つて他に之を求むべきなり。

五、關東州は帝國が締盟各國に對して爲せる聲明と大連海關設置に關する日支協約とに基き海路大連に輸出入する貨物には一切課稅せざる自由區域なるに拘らず船舶に對してのみ制限するが如きは帝國の聲明に背反し滿蒙に對する特殊利益を自ら放棄するものと謂ふべし。

六、關東州置籍船を日本に轉籍を强ひ輸入稅を課し又は新規置籍船に航路制限を附することは間接に大連港の自由港制を破壞すると同時に置籍船にして新舊二機の取拔を受くることゝなり、船繰りに大なる支障を來し大連の運賃傭船料を騰貴せしめ大連よりする物資の輸出を不圓滑とするの結果大連の繁榮を沛然斯德に奪はるゝ憂れあり。

かくて大正十四年四月二十一日關東州船籍制限に關する勅令の公布を見たが問題の解決は寧ろ關東州に有利なる結果を得たのである。

關東州船籍制限勅令

第一條　左の各號の一に該當するものを除くの外關東長官の許可を受けずして內地と關東州外の地との間に於て物品又は旅客の運送をなす船舶は關東州に行はれる命令に依り日本船舶たる事を得ず。

(一)內地、朝鮮、臺灣、關東州、樺太に於て建造したる船舶。

(二)外國に於て建造し一旦內地、朝鮮又は臺灣に輸入したる船舶。

(三)關東州に主たる營業所を有し主として關東州に出入する物品又は旅客の運送に從事する海上運送業者の所有する船舶。

前項の規定に依り關東州內に行わるゝ命令により日本船舶たることを得ざる船舶の登錄ある時は關東長官は遲滯なくこれを抹消すべし。

關東長官は第一項の許可を與へんとする時は遞信大臣に協議すべし。

附則　本令は公布の日より之を施行す、關東州に行はるゝ命令に依る日本船舶にして本令施行の際現に登錄あるものには本令を適用せず。

本勅令によれば所謂名義上の置籍船の存在を許さず以て船舶輸入稅の逋脫を防止し內地船舶との均衡を得せしむる一方、實際の日滿貿易に當れるものに對しては內地に於ける沿岸貿易をも許して之が保護を認めたものである。

雨降りて地固まる、關東州置籍船は自己の立脚する所に顧みて其の特性を發揮すべきである。

左に置籍船大正十五年八月一日現在數を附記して置かう。

噸數別	隻數	總噸數	登簿噸數
五十噸未滿	一一	三七三	一四一
百噸未滿	一〇	七一二	二五五

二百噸未滿	七	八八五	三四一		
三百噸未滿	二	四四七	一八〇		
五百噸未滿	六	二、五八二	一、〇八八		
一千噸未滿	四	三、〇八六	一、五七九		
二千噸未滿	八	一一、五九一	六、七六四		
三千噸未滿	一二	三一、三四一	一九、一六五		
四千噸未滿	一七	五九、一九六	三六、三一六		
五千噸未滿	二二	九九、六五九	六四、三四二		
六千噸未滿	一七	九二、三九四	五七、五七七		
七千噸未滿	四	二五、一二二	一六、三一六		
八千噸未滿	一	七、一六三	四、五五九		
九千噸未滿	一	八、二三〇	五、一一四		
計	一二二	三四二、七八一	二一三、七三七		
石數帆船	一九	五四七石			

以上の内一千噸以上の汽船左の如し。

一千噸以上　八二

又航路別隻數噸は左の通りである。

三三四、六九六　二一〇、一五三

航路別	隻數	總噸數	登簿噸數
遠洋	七七	三二七、七〇八	二〇六、〇一二
近海	七	八、七〇五	五、一二六
沿海	二二	三、三八七	一、三三〇
平水	一六	二、九八一	一、二六九
計	一二二	三四二、七八一	二一三、七三七

結言

船舶の描き出す凡ゆる現象は要するに海運の實勢である。實勢に通ずることは研究の第一歩であり、あるがまゝなる現實を觀察することによつて諸々の問題が暗示される。大連港を中心とする船舶の情況は畢竟大連港の海運に於ける現在の地位を示すものにして未だ以てその將來に關する諸問題の直接材料たり得ないが、それ等の問題の出發點として一瞥を要すべき事柄である。之本篇をして大連港を中心とする海運研究の序論的意味に於て存在の意義あらしめんとする所以である。

吾人は大連港が滿蒙を背景とする農産物の大量輸出港として年々こゝに往來する船舶が數千萬噸に上るを知つた。又當港を中心とする船舶の活動範圍が尙狹少に過ぐることをも觀た、或は日本船舶が如何に拔くべからざる地盤を

當港に有するか等を觀察して極めて粗雜ながら船舶情勢より大連港のアウトラインを描いた心算である。乍併、海運業本來の使命に立脚して滿蒙の經濟的繁榮に寄與せんが爲には如何なる方策を樹立すべきかの問題に就いては、更に多方面より實際的にして且綿密なる調査研究が要求されるのである。而してかくの如きは凡ゆる經濟的事情に通曉して後はじめて成就さるべきものにして姑く之を他日に期したいと思ふ。

實に大連港の地位たるや、北に東支鐵道の運賃政策をバックとする浦潮港を控へ、南に支那貿易の中心をなす上海港に相對す、後門は露國の辣腕に備え、前門は英國の勢力に抗せざるべからず、而もその關するところは獨り一大連港の隆替のみにあらずして、實に我が國海運の重要問題なのである。

大正十五年十月二十日印刷
大正十五年十月廿五日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課
編輯兼發行人　佐田弘治郎
印刷人　大連市近江町九十一番地　山田浩通
印刷所　大連市近江町九十一番地　東亞印刷株式會社大連支店

發行所　南滿洲鐵道株式會社

南部開墾組合會社

定款

第一條　本會社ハ南部開墾組合會社ト稱シ本店ヲ青森縣南津軽郡弘前市ニ置ク

第二條　本會社ハ南部開墾組合ノ事業ヲ繼承シ其一切ノ權利義務ヲ承ス

第三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第九十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百二十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百三十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百六十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百七十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百八十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百九十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百二十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百三十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百四十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百五十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百六十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百七十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百八十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二百九十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百二十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百三十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百四十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百五十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十三條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十四條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十五條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十六條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十七條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十八條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百六十九條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百七十條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百七十一條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百七十二條　本會社ハ南部開墾組合ノ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三百七十三條　本會社ハ南部開墾組合

終